平成２７年（フ）第２１８５号
北海道石狩郡当別町太美町1498番地
債務者　宮本　静子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲川　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６１号
三重県松阪市川井町702番地　セントナージュ406号
債務者　東　　逸英
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　英俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月26日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第６号
宮崎市大字細江3448番地
債務者　林田マチ子
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯治　克治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１１０号
宮崎県延岡市惣領町29番８－102号　サルヴァトーレ惣領、前住所宮崎県宮崎市稗原町74番地　ラヴィーダＡ棟101号
債務者　松田　直子（旧姓尾﨑）
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１９０号
札幌市中央区宮の森３条11丁目１番51―501号
債務者　長根　一翔
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹間　朗子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５８２号
埼玉県越谷市千間台西２丁目11番地１　和幸ビル201号
債務者　金子ひろし
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　毅人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２０２１号
札幌市東区北44条東15丁目２番１号　ハイツ東光201号
債務者　丸山　宏樹
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９９号
北海道北広島市中の沢93番地　竹樋節夫方
債務者　松山　勇治
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０５号
札幌市中央区南８条西12丁目２番16―102号
債務者　日向　忠春
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３０号
札幌市南区南沢４条３丁目８番48号　南の沢マンション301
債務者　遠藤　祐一
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４２号
札幌市白石区東札幌４条１丁目３番20―301号
債務者　三上　　諒
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４８号
札幌市白石区本通13丁目南３番13号　かねこマンション203号
債務者　山口　猛彦
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６０号
北海道石狩市花川南４条１丁目294番地
債務者　藤枝　一茂
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８６号
札幌市中央区南８条西８丁目521番地32　パレスエイト208号
債務者　渡辺　章子（旧姓守谷）
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２４号
盛岡市清水町12番１号
債務者　杉中　　聡
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第４号
栃木県那須塩原市東町11番16号　大島アパート１号
債務者　野田　淑子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第６８号
新潟県三条市四日町25番15号　フレグランス二葉№２－201号
債務者　鷲田　起子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
新潟地方裁判所三条支部